

平成20年度 施策マネジメントシート【19年度評価】

作成:20年5月

施策コード 47	施策名 計画的な空間利用の推進	政策名 暮らしと生命を守る安全安心で快適なまちづくり
施策区分 重点施策	主管部等名 建設部	施策主管課 都市・地域計画課
	課長名 倉田 俊文	内線 2750
	施策関係課 農業課・農業委員会事務局・建設管理課	

1. 施策の目的と成果指標

2段表記の下段数値は旧2村分

施策の対象	対象指標	単位	16年度	17年度	18年度	19年度	23年度見込
市内の土地、構造物、自然、地形	市域面積	km2	325.35 333.41	659	659	659	659
	[追加] 地域自治区を単位とした土地の区域の数	地区	18 2	20	20	20	20
施策の意図	成果指標	単位	16年度	17年度	18年度	19年度	23年度目標
計画に基づく利用、整備、開発及び保全の誘導をする	地域別土地利用方針が策定された土地の面積地域自治区の数(累計)	km <sup>2</sup> 地区	-	-	-	0	40 8
	地区の計画(都市計画)・協定(景観等)を締結されている数(累計) 都市計画法の地区計画、各種協定などの「地域の計画」を定めた数(累計)	地区	7	7	-	17	10
成果指標設定の考え方	<p>地域自治区単位で、地域の実情に応じた土地利用や景観について方針を策定し、計画的な利用をしていく。方針の内容は個別計画へ反映される。したがって、地域自治区単位の計画土地利用方針が決まってくるのが計画に基づく土地利用の前提となるため設定した。</p> <p>自主的な土地利用・景観計画育成等に取り組んだ地域区が増えることが、その地域の土地利用の具体的なルールが定まり、一定の利用がなされるため、指標として設定した。</p>						
成果指標の把握方法(算定式など)	<p>地域別土地利用方針が策定された面積地域自治区の数、平成19年度以降、地域自治区の20地区で随時策定。地区で利用計画が決まらない部分は自地として面積から除外される。</p> <p>計画・協定地域の計画とは、地区計画・景観形成育成住民協定・屋外広告物の制限その他地域の特性に応じて地域が個別に取り組む土地利用に関する計画規制地域をいう。</p>						
基本計画期間における施策の目標設定とその根拠(水準の理由と前提条件)	<p>&lt;成果指標&gt; 地域計画の対象面積は山林を除く66km<sup>2</sup>とする。(市域の84%が森林面積のため約1割を想定した)将来的には全地区を策定するのが望ましいが、地域計画を必要としない地区もあるため上記対象面積の1/2とした。(全体計画で十分な地区や、現況の土地利用以外の利用が想定されない地区などがあるため)また、地域計画策定の取り組みをするが、個々の利害関係が生じ、所有者の意見が優先されるため合意形成に至らない場合を考慮し対象面積の約1/3の目標を設定した。</p> <p>土地利用基本方針は、地域の特性と個性に応じたまちづくりを推進するため、地域自治区ごとに地域土地利用方針を策定していくことを目標としており、土地の面積の大小にかかわらず地域土地利用方針の策定が各地域自治区のまちづくりに繋がる。したがって、地域土地利用方針が策定された地域自治区の数とした。年に2地域自治区、23年までに8地域自治区の策定を目標とする。(土地の面積については、間接的な指標とする)</p> <p>「地区」と「地域」の用法が不明確であったため、以下に統一した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「地域自治区」とは、市内20地区ごとの地域自治区をいう。</li> <li>「土地利用基本方針」及び「地域土地利用方針」とは、それぞれ土地利用基本条例にいう土地利用に関する「方針」をいう。</li> <li>「地域」とは、ある一定の土地の区域をいう。</li> <li>「地区計画」とは、都市計画法にいう「地区計画」をいう。</li> <li>「地域の計画」とは、法令又は条例に基づく地区計画等の各種計画、各種協定その他土地利用に関する各種「決まりごと」をいう。</li> </ul> <p>&lt;成果指標&gt; 三遠南信自動車道開通その他の外部的要因がない限りは地区地域の計画等の数は変化しないと想定される。地域の計画が策定されれば、補足的に地区地域の取り組みが行われることを想定した。</p> <p>&lt;前提条件&gt; 土地は社会共通の資産であるという考えが必要である。</p>						

2. 施策を担う主体

主体	施策の成果向上に向けた主体別の役割分担	ムトス指標と把握方法(把握方法と単位をカッコ書きする)	19年度実績	23年度目標
行政 市(国・県)	地域土地利用方針の計画策定(市民意向調査、統計等による将来予測) 地域の計画-地区計画等の策定への支援・推進 地域の計画の運用・啓発(庁内調整・関係個別計画の連携した運用も含む)	計画地域土地利用方針が出来た策定された地域自治区の数 地域の計画-地区計画を策定作業をしているした地域の数 市民説明会・協議会などの開催数	-0 -17 -19地区 84回	-8 -20 -20地区
市民等 事業者	行政との協働による地域土地利用方針の-地区の計画策定 地域の計画-地区計画等の実践への参加 遊休農地の活用	地域土地利用方針計画に係る住民の数 地域の計画-地区の計画等の実践への参加数 実践に参加したグループ数、活用した面積	現段階は、行政の役割のみ数値設定	
	計画への協力	協力した事業所数		

3. 施策の成果達成度の分析

(1) 施策の成果達成度とその考察	
平成19年度の実績評価	<input checked="" type="checkbox"/> 18年度と比べて成果が向上した <input type="checkbox"/> 18年度と比べて成果は変わらなかった <input type="checkbox"/> 18年度と比べて成果は低下した
根拠(理由)	平成19年度において土地利用に関する各種計画が策定され、関係条例も制定された。この計画に基づき、9地区において大規模集客施設の立地を制限する特別用途地区を、三遠南信自動車道沿線の広告物の制限をした。

平成23年度の目標達成見込み(H19実績からのH23目標達成見込み評価)	<input checked="" type="checkbox"/> 現状(20年度)の取り組みの延長で目標は達成できる	根拠(理由)	各種計画に基づき、山本、座光寺、川路地区において、地域土地利用方針を検討する組織により具体的な作業が進められており、山本地区の都市計画区域編入、特定用途制限地域などその成果が現れつつある。また、他の地域自治区についてもまちづくり委員会等と連携を図る中で地域土地利用方針の策定を進める。
	<input type="checkbox"/> 現状(20年度)の取り組みの延長で目標達成は難しいが、現行事業の見直しや新規事業の企画実施で目標達成は可能		
	<input type="checkbox"/> 事業の見直しや新規事業の企画実施をしても目標達成は難しい		
成果指標の達成度の考察	土地利用に関する制度として、飯田市土地利用基本方針、飯田農業振興地域整備計画、飯田市景観計画、飯田市緑の基本計画、飯田市土地利用計画審議会条例、飯田市土地利用基本条例、飯田市土地利用調整条例、飯田市都市計画法施行条例、飯田市景観条例、飯田市緑の育成条例、飯田市屋外広告物条例、飯田市特別用途地区建築条例を制定し、9地区において特別用途地区(大規模集客施設制限地区)を都市計画決定した。今後については、山本、座光寺、川路地区において地域土地利用方針の検討が進められており、これらの地区の方針を策定する。また、他の地域自治区においても検討組織の立ち上げを行い、地域土地利用方針又は「地域の計画」を定め、地域の特性と個性に応じたまちづくりを推進する。		
(2) 施策の成果達成度に対する平成19年度事務事業の総括			
施策の成果向上に対して貢献度が高かった事務事業	土地利用計画推進事業 農業振興地域整備促進事業	施策の成果向上に対して貢献度が低かった事務事業	
新規事業	事務事業一覧表を参照のこと。事業名欄に【新規】と記載がある事務事業が該当		
事務事業全体の振り返り(総括)	平成19年度において、飯田市土地利用基本方針、飯田農業振興地域整備計画、飯田市景観計画、飯田市緑の基本計画、土地利用関係条例を制定し、当市における土地利用に関する枠組ができあがった。土地利用基本方針に基づき、特別用途地区(大規模集客施設制限地区)の都市計画決定がされた。また、山本地区の都市計画区域編入の手続が進んでいる。		
(3) 主体別の役割分担の発揮状況(19年度の振り返り)			
各地域自治区においては、課題解決のための検討組織を立ち上げ、地域土地利用方針を策定する気運が高まっている。土地利用関係の条例に基づく各種届出制度は、関係者の理解により遵守されている。			

#### 4. 施策を取り巻く状況変化・住民意見等

施策を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどのように変化しているか、更に今後どう変化するか？	・ 土地所有者等による利害関係が一層多様化することが見込まれるため、地域自治組織の発足による地域別構想の策定など、 <u>地域自治区</u> の機運が高まる時に <u>地域土地利用計画方針</u> を策定することが望ましい。
この施策に対して住民(対象者、納税者、関係者)、議会からどんな意見や要望が寄せられているか？	・ 議会、地域自治区共に、地域協議会、まちづくり委員会の役割が重要であるという意見が出されている。 ・ <u>地区地域自治区</u> からは、計画 <u>地域土地利用方針</u> の策定にあたっては、行政の支援を要望するという意見が寄せられている。

#### 5. 施策の課題認識(現状の課題、新たに取り組むべき課題)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域が一体となった土地利用計画方針を策定することにより、良好な生活環境を形成する。保全し、また、このことが経済効果に繋がるという認識が必要であるため、啓発活動の取り組みが必要である。</li> <li>・ 市民の各種計画策定の活動を支援する必要がある。</li> </ul>
--

#### 6. 施策の事業(一般会計及び一部特別会計を含む)

	19年度決算見込み	20年度決算	21年度決算	22年度決算	23年度決算
施策事業費(人件費を除く)(千円)	21,748				
関連する事務事業の数(事業)	5				

#### 7. 21年度の施策展開の方向(施策の成果目標達成に向けて21年度から何を取り組んでいくか等)

まちづくりを土地利用の視点から検討する組織を立ち上げるように各まちづくり委員会に働きかけるとともに、土地利用基本方針に基づき、協働して地域土地利用方針の策定を進める。 土地利用に関する各種制度について、市民及び土地利用に関係する業界への周知を図る。
---

#### 8. 指摘事項

政策評価会議	施策の意図の修正を行なうことを議会、推進委員会に提案する。 対象指標の追加を行なうことを議会、推進委員会に提案する。 成果指標の変更は、議会、推進委員会に提案する。 成果指標の変更は、議会、推進委員会に提案する。
--------	---